

## いただいた御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
今回の改定事項に関する御意見	
<p>再生可能エネルギーを用いた商品メニューについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見内容 「実質的に再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」という表現を商品メニューの説明にも使用できるようにする。小売電気事業者が複数の商品メニューを作り、「実質的に再生可能エネルギー電気100%」のプランを販売することも認める。</li> </ul>	<p>今回の「電力の小売営業に関する指針」の改定では、再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、非化石証書を購入した小売電気事業者が「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することを可能と整理しています。そのため、小売電気事業者の商品メニューの構成によっては、「再エネ由来証書」の購入により、『実質的に再生可能エネルギー電気100%』の調達を実現している」ことを訴求するプランの販売も可能と考えています。</p>
<p>電力消費者の再生可能エネルギー由来の電力の利用宣言について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見内容 今年度開始される非化石価値取引市場では、電力消費者が自然エネルギー電力の利用を宣言できるようにすること。</li> </ul>	<p>今回の「電力の小売営業に関する指針」の改定では、再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求す</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
	<p>ることは可能です。このような訴求は、小売電気事業者が行うことを想定したものです。消費者においても、そのような訴求を行っている小売電気事業者から電気の小売供給を受け、自らが実質的に再生可能エネルギーに由来する電気を消費していることを宣言することは可能と考えています。</p>
<p>小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の通知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見内容 小売電気事業者からの需要家に対する小売供給契約の解除予告通知の通知は原則として書面に限るべきである。</li> </ul>	<p>今回の「電力の小売営業に関する指針」の改定では、小売電気事業者から需要家に対する解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まること等について説明するにあたり、当該説明の方法について、「訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当」とするものであり、直接的に解除予告通知の方法について例示はしていません。しかし、解除予告通知の際の説明が、解除予告通知と同時になされることも想定されることから、解除予告通知自体も、「訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信など」によって行われることが考えられます。</p> <p>解除予告通知を書面に限るべきかについては、需要家毎に適切な解除予告通知の方法が異なることも考えられ、また、小売電気事業者において、需要家との連絡のしやすさや通知に要するコストも踏まえて解除予告通知の方法を決することも適当と考えられることから、現時点において、解除予告通知の方法を書面に限ることは考えておりません。</p>
<p>今回の改定事項以外に関する御意見</p>	

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>小売電気事業者が購入した非化石証書の開示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 22 ページ iv) 非化石証書を購入した場合においてのみ問題となるもの</li> <li>● 意見内容 非化石証書を購入した小売電気事業者が「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求する場合は、必ず非化石証書の由来も合わせて記載させるべきです。もしくは、小売り電気事業者が購入した非化石証書そのものを別途開示することが望ましい行為とすべきです。</li> <li>● 理由 消費者が再生可能エネルギー由来の電力に期待を寄せていることは、決して二酸化炭素を排出しないことや、化石燃料等の資源を利用しないという点だけではありません。事故時に甚大な被害をもたらすとともに、放射性廃棄物問題がいまだに解決しない原子力発電からの脱却についても大きな期待が寄せられています。 しかしながら、今回提案された改正案における需要家への訴求例において非化石証書の由来を記載することが望ましい行為とされていません。そのため、原子力発電由来のCO<sub>2</sub>削減価値を利用したいと思わない消費者が、電源構成では原子力発電由来のものがないことが確認できていたとしても、電力小売事業者が原子力由来の非化石価値を購入していた場合は、そのことを確認できず、結果として原子力発電由来の価値を利用してしまふということが十分あり得ます。消費者が、自信を持って自ら利用する電力の由来を選べるように、「非化石証書（原子力・水力発</li> </ul>	<p>非化石価値取引市場の設計に関しては、今回の本指針の改定事項以外に関するものですが、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取りまとめ」（平成29年2月）において、「再生可能エネルギー由来の証書に関しては、どの非化石電源種由来の証書か区別せず販売するか、「再エネ由来証書」として販売するか、売り手が選択できることとする。なお、証書を電源毎に更に細分化するか等は事業者のニーズを踏まえ、今後引き続き検討する」とされております。</p> <p>以上から、現状では小売電気事業者が非化石証書の購入によって獲得した非化石価値等について訴求する場合に、当該非化石証書の由来を記載する、ないし非化石証書そのものの開示をさせることまで求める必要はないものと考えています。</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>電由来)」と記載する、もしくは、非化石証書そのものを開示することが望ましい行為であるとすべきです。</p>	
<p><b>非化石市場への参入条件について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 22 ページ iv) 非化石証書を購入した場合においてのみ問題となるもの</li> <li>● 意見内容 非化石市場への参入条件について開示してください。</li> </ul>	<p>非化石価値取引市場の設計に関しては、今回の本指針の改定事項以外に関するものですが、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取りまとめ」(平成29年2月)において、「非化石証書の買い手は、当該市場が高度化法の非化石電源比率達成の手段であることに鑑み、原則として小売電気事業者とし、証書を購入した者に非化石価値がすべて帰属することとする。証書の売り手は、FIT 電源は費用負担調整機関、非 FIT 非化石電源は発電事業者とする。」とされております。</p>
<p><b>電源構成の開示を義務化すべきとの御意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所：P.11 (3) 電源構成等の適切な開示の方法</li> <li>● 意見：小売した電気の電源構成開示を義務付けにすることと、その際の電源構成開示の算出根拠を統一することを要望します。</li> <li>● 理由 電源別表示については事業者の実施に任せるあり方は消費者の選択ができないので義務付けとすべきです。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針制定時にお示しした当事務局の考え方は以下のとおりです。</p> <p>電力システム改革の目的である「電気の利用者の選択の機会の拡大」を実現していく上で、電源構成が開示されることは意義があり、事業者が開示に積極的に取り組むことは望ましいと考えています。他方、電気事業のあり方について、事業者の自由な創意工夫に委ねることで、活発な競争を促し、消費者の利益を向上させることが、電力システム改革の趣旨です。これらを踏まえ、</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
	<p>本指針においては、電源構成について、開示しないことを「問題となる行為」として罰則を伴う義務付けを行うことはせず、開示を「望ましい行為」に位置付け、事業者の自主的な取組を促す努力義務としています。</p>
<p><b>放射性廃棄物排出量の開示を義務化すべきとの御意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所：P11（3）電源構成等の適切な開示の方法 ii 情報や開示を行う場合の具体例</li> <li>● 意見：放射性廃棄物の発生量の表示義務化を求めます。</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針の平成28年7月改定時にお示した当事務局の考え方は以下のとおりです。</p> <p>CO<sub>2</sub>排出量については、本指針において、電源構成の開示を「望ましい行為」と位置付けていることを踏まえ、電源構成に関する情報を補足する情報として、電源構成を開示する際に「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましい」旨記載しています。他方、放射性廃棄物排出量については、現時点で旧一般電気事業者ごとに液体や固体で算出単位が異なるなど、算定に関するルールが定まっておらず、原子力発電の卸売（常時バックアップを含む）を受けた小売電気事業者の算定にかかる負担も鑑み、開示を望ましい行為と明示することとはしていません。</p>
<p><b>その他の御意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石価値取引市場では、再生可能エネルギーによる電力のみを取り扱</li> </ul> </li> </ul>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきますとともに、必要に応じ、担当部局にお伝えさせていただきます。</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>うこととし、原子力発電による電力については対象としないことを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石証書において、再生可能エネルギーについては電源種別ごとの区分けを行なうことを求めます。</li> <li>・エネルギー高度化法 44%の達成に向けて、旧一般電気事業者は自社保有する発電所（原発・大型水力等）由来の非化石価値証書により追加的なコスト負担がなく、一方で、新電力のみが追加的なコスト負担となるような制度設計は避けて頂きたい。具体的には、旧一般電気事業者の発電部門が保有する非化石証書が小売部門に販売される際は電力と同様にグロスビディングとなるような制度設計をして頂きたい。</li> <li>・非化石価値証書は当該年度を跨いで保有することはできないという方向性が示されているが、エネルギー高度化法 44%の達成が 2030 年時点におけるものであれば、2030 年に近づくほど限られた証書の価値が高騰する恐れがある。FIT の国民負担の軽減が目的ということであれば段階的なエネルギー高度化法の目標設定や証書の年度繰り越しなど柔軟な運用が必要ではないか。</li> <li>・これまでは新電力がアクセスできる安い電力は CO2 排出係数が高く、旧一般電気事業者は原発も含めた CO2 排出係数となっていて不利な競争となることが過去には多々あったことに留意して頂きたい。</li> <li>・原発の電力を非化石認証とする際の決定には過度の認証費用負担とならないよう、ご配慮頂きたい。また、認証機関による認証プロセスなど公開の場での議論として頂きたい（貫徹 WG 等で継続など）。</li> </ul>	<p>きます。</p>